

西尾市完全週休2日制・週休2日制工事試行要領

(目的)

第1条 建設業界では、若手や女性技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。このため、西尾市では、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識の向上を図るとともに、建設業の週休2日制導入への更なる普及に向けて取り組むこととする。

(対象工事)

第2条 西尾市完全週休2日制・週休2日制工事は、西尾市発注工事で、次に掲げる工事を対象とする。ただし、公共建築工事費積算基準を適用する工事は除く。

(1) 発注者指定型

発注者が対象工事を指定することにより、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図り、週休2日制の取組を促進するもので、次に掲げる条件を全て満たす工事から指定する。

ア 現場条件等によって工期延期が生じかねない不確定要素や数量増減要素が少なく、週休2日の確保が可能であること。

イ 設計金額が5,000万円以上の工事

ウ 緊急性がない工事

(2) 受注者希望型

受注者自らが取り組むことにより、労働環境改善に向けた意識の向上を図るもので、発注者指定型以外の全ての工事を対象とする。ただし、災害復旧等、発注者が週休2日制工事に適さないと判断した工事は除く。

(週休2日制の形式)

第3条 週休2日制の形式は、次に掲げるとおりとする。

(1) 完全週休2日制工事

完全週休2日制工事は、アに掲げる対象期間において、イに掲げる休工対象日（現場事務所での事務作業を含め、作業を実施しない現場内の完全閉所をいう。なお、安全管理のための現場巡視、現場見学会の実施、ボランティア活動等の地域貢献活動への参加等は、現場内の完全閉所として取り扱うものとする。以下同じ。）を設けるものとする。

ア 対象期間

契約締結日の翌日から工事完了日（完了届提出日）までとする。ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）は、対象期間から除く。

- (ア) 準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所の設置、測量等に要する期間を含む。）
- (イ) 後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完了日（完了届提出日）までの期間）
- (ウ) 夏季休暇（3日間）
- (エ) 年末年始休暇（6日間）
- (オ) 工場製作のみの期間
- (カ) 工事事務等による不稼働期間
- (キ) 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間

イ 休工対象日

原則、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）とする。なお、地元条件により、土曜日又は日曜日に作業を行い、同一週（土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日）で振替休工を取得した場合は、休工と認めるものとする。ただし、振替休工は、振替休工日の1週間前までに監督員と協議するものとする。また、天候（降雨・積雪等）により、土曜日又は日曜日に作業を行い、振替休工を取得した場合は、休工と認めない。

(2) 週休2日制工事

週休2日制工事は、次の対象期間において休工対象日数の休工を実施する。

ア 対象期間

前号アに同じ。

イ 休工対象日

休工の曜日及び理由にかかわらず休工した日とし、対象期間の全日数の28.5パーセント（2/7）以上の日数とする。なお、天候（降雨・積雪等）により休工した日も休工として認める。

（取組内容）

第4条 取組内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 発注者指定型の取組内容

ア 受注者は、施工計画書を提出するまでに、完全週休2日制工事又は週休2日制工事（以下「週休2日制工事等」という。）の形式を決定し、休工の取得計画が分かるように実施工程表を作成の上、工事打合簿により、監督員と協議を行うものとする。

イ 受注者は、毎月5日までに、工事打合簿により実施状況をカレンダー形式にて提出するものとする。その際、併せて非対象期間を明示するものとし、監督員は、これを確認する。なお、形式決定後の変更はできないものとする。

ウ 発注者が週休2日制工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

エ 受注者は、週休2日制工事等である旨を看板で掲示する。

(2) 受注者希望型の取組内容

ア 受注者は、週休2日制工事等に取り組む場合は、施工計画書を提出するまでに、週休2日制工事等の形式を決定し、休工の取得計画が分かるように実施工程表を作成の上、工事打合簿により監督員と協議を行うものとする。ただし、週休2日の実施に伴う工期の変更は行わないこととする。なお、形式決定後の変更はできないものとする。

イ 監督員は、アの協議の結果、当該工程で週休2日の確保ができると認めた場合には、当該工事を週休2日制工事等とする旨を回答する。

ウ 受注者は、毎月5日までに、工事打合簿により実施状況をカレンダー形式にて提出するものとする。その際、併せて非対象期間を明示するものとし、監督員は、これを確認する。

エ 発注者が週休2日制工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

オ 受注者は、週休2日制工事等である旨を看板で掲示する。

（経費の補正）

第5条 週休2日制工事等の取組を推進するため、対象期間内の現場閉所日数の割合が4週8休以上（休工割合が28.5パーセント以上）の

場合に、次に掲げる方法より補正を行うものとする。なお、現場作業を伴わない工場製作に係る費用については、補正しないものとする。

(1) 補正率

① 週休2日制工事等のうち、港湾・漁港工事以外の工事

ア 労務費	1.05
イ 機械経費（賃料）	1.04
ウ 共通仮設費率	1.04
エ 現場管理費率	1.06
オ 市場単価	補正対象及び補正係数は別紙による

② 週休2日制工事等のうち、港湾・漁港工事

ア 労務費	1.05
イ 機械経費（賃料）	1.04
ウ 共通仮設費率	1.02
エ 現場管理費率	1.03
オ 市場単価	補正対象及び補正係数は別紙による

(2) 補正方法

ア 発注者指定型

当初設計から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を乗じ、休工状況を確認後、4週8休に満たないものは、補正分を減額し、変更契約するものとする。

イ 受注者希望型

休工状況を確認後、4週8休を満たすものは、最終変更設計時に各補正を行い、変更契約するものとする。

(工事名)

第6条 発注者指定型で発注する工事は、工事名の末尾に「(週休2日)」を追記するものとする。

(特記仕様書)

第7条 発注者指定型又は受注者希望型で発注する工事は、特記仕様書に次のとおり記載する。

(1) 発注者指定型

第〇条 本工事は、週休2日制工事等（発注者指定型）の対象工事とする。なお、週休2日制工事等については「西尾市完全週休2日制・週休2日制工事試行要領」によるものとする。

(2) 受注者希望型

第〇条 週休2日制工事等に取り組もうとする場合には、監督員とその可否について協議を行うものとする。なお、週休2日制工事等については「西尾市完全週休2日制・週休2日制工事試行要領」によるものとする。

(補足)

第8条 この要領に定めるもののほか、要領の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別紙

週休2日制工事における土木工事市場単価の補正係数

工種名	区分	4週8休以上
鉄筋工		1.05
ガス圧接工		1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.02
	撤去	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04
	撤去	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.03
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.04
道路付属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.05
法面工		1.02
吹付砕工		1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03
道路植栽工	植樹	1.05
	剪定	1.05
公園植栽工		1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02
橋梁用埋設型伸縮接手装置設置工		1.04
橋面防水工		1.02
薄層カラー舗装工		1.01
グレーピング工		1.01
軟弱地盤処理工		1.02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.01

週休2日制工事における下水道工事市場単価の補正係数

工種名	区分	4週8休以上
硬質塩化ビニル管設置工		1.03
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.03
砂基礎工	人力施工	1.05
	機械施工	1.05
碎石基礎工	人力施工	1.05
	機械施工	1.05
組立マンホール設置工		1.05
小型マンホール工		1.01
取付管及びます設置工	ます設置工	1.01
	取付管布設及び支管取付工	1.02

週休2日制工事における港湾・漁港工事市場単価の補正係数

工種名	4週8休以上
底面工	1.04
マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1.01
支保工	1.05
足場工	1.03
鉄筋工	1.05
吊鉄筋工	1.05
型枠工	1.04
コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.05
コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.05
止水板工	1.05
上蓋工	1.05
伸縮目地工	1.03
係船柱取付	1.05
防舷材取付	1.05
車止・縁金物取付	1.05
係船柱撤去	1.05

防舷材撤去	1.05
車止撤去	1.05
電気防食取付	1.05
防砂目地板取付工（陸上施工）	1.05
防砂目地板取付工（水中施工）	1.04
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.04
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.04
ペトロラタム被覆	1.05
現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1.05
現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.05
かき落とし工	1.05
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04
汚濁防止枠設置・撤去	1.03
灯浮標設置・撤去	1.04
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.01
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.05
異形ブロック製作 型枠工	1.05
異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.05

試行工事 掲示例

ご迷惑をおかけします

この工事は週休2日制工事です

〇〇〇〇〇〇を
なおしています

令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
時間帯 〇:〇〇~〇:〇〇

〇〇〇〇工事

発注者 西尾市〇〇〇部〇〇〇〇課
(電話) ※※※※-※※-※※※※

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
(電話) ※※※※-※※-※※※※

責任者 〇〇〇〇